

1. 件名：日本原燃株式会社第二種廃棄物埋設事業変更許可申請に係る新規制基準への適合確認に関するヒアリング（53）

2. 日時：令和2年4月22日（水）14時～15時50分

3. 場所：原子力規制庁 10階南会議室（音声通話により実施）

4. 出席者：

原子力規制庁

原子力規制部 審査グループ 核燃料施設審査部門

志間企画調整官、金岡上席安全審査官、菅生主任安全審査官、長井安全

審査官、大塚安全審査専門職、古田安全審査専門職

長官官房 技術基盤グループ 核燃料廃棄物研究部門

入江主任技術研究調査官

日本原燃株式会社

開発設計部長 他15名

5. 要旨：

日本原燃株式会社（以下「原燃」という。）と、平成30年8月1日付で申請（令和2年1月20日付で一部補正）のあった廃棄物埋設事業変更許可申請について、以下のとおりヒアリングを実施した。

(1) 原燃から、配付資料に基づき以下の説明があった。

- ・ 許可基準規則第七条、第八条、第九条、第十条、第十一条、第十二条、第十三条及び第十五条への適合性について
- ・ 添付書類八等の補正方針について

(2) 原子力規制庁は上記（1）の説明に対し以下のコメントを行った。

（第十条 廃棄物埋設地）

- ・ 放射性廃棄物に含有される化学物質その他の化学物質により安全機能を損なわないものとする設計について、低透水性への影響を追記すること。
- ・ 外周仕切設備のひび割れ抑制について、施工段階だけでなく、操業段階にもひび割れ幅 0.1mm 以上の貫通ひび割れを補修することを追記すること。
- ・ 漏出防止機能の安全設計において、内部防水は補助的な対策ではなく、メインの対策として追加するという説明であったと認識している。内部防水の位置付けについて整理すること。
- ・ 外周仕切設備の仕様において、「補修」と「保修」という記述が混在している。使い分けをしているのであれば、それが分かるような記載すること。

- ・ 埋設設備の安全設計について、「抑制」なのか「防止」なのか、使い分けを統一すること。
- ・ 許可基準規則解釈では「雨水や地下水の浸入を防止する構造及び放射性物質の漏出を防止する構造が相まって」と規定しているが、「雨水や地下水の浸入を防止する構造」しか触れられていない。「放射性物質の漏出を防止する構造」についても記載をすること。
- ・ 埋設設備の移行抑制機能について、今回の設計がBATであることが分かるように記載内容を充実させること。
- ・ 水利用及び土地利用によって得られる各種生産物について、「水産物については、現在の汽水性である尾駁沼に生息する代表的な水産物とする。」と記載しているが、将来の尾駁沼の状態については淡水性の河川に変わるとしながら汽水性の尾駁沼の水産物を評価に用いることの意味が分かりにくいため、記載を検討すること。
- ・ 低透水性及び収着性に与える化学的影響事象について、「本施設に埋設する廃棄体は充填固化体であるため、塩影響は影響事象として考慮しない。」と記載しているが、充填固化体には可溶性塩が入っていないことによるものであるため、その旨が分かるように記載すること。
- ・ 廃棄物埋設地における地下水との反応による影響について、分配係数の設定において、間隙水のpHの変化の影響をどう考慮しているのか記載すること。
- ・ 微生物影響については、無機のC-14を設定しているとの説明であったと認識している。その旨が分かるように記載すること。

(第十二条 監視測定設備)

- ・ 監視測定設備における留意事項のうち「岩盤(鷹架層)中における放射性物質の生活環境への移行の促進が生じない設計」について、移行抑制機能との関係が分かるような記載とすること。

(第十三条 廃棄施設)

- ・ 固体廃棄物処理設備の処理能力に係る根拠について、年間発生量と比較するのではなく、一度に最大で発生する量はこの程度であることから十分処理ができるという記載に修正すること。
- ・ 気体廃棄物については「線量告示に定められる周辺監視区域外における空気中の濃度限度を超えることは想定されない」と記載しているが、なぜ超えることが想定されないのか、記載を明確にすること。

(第十四条 予備電源)

- ・ 安全機能が発揮されていることを確認するために、監視測定設備の予備電源の必要性について検討すること。

(その他)

- ・ 各設備等で 1, 2, 3 号共用とする旨、新規の設備は作らずに既設設備を流用する旨については、申請書に記載をすること。

(3) 原燃から、本日のヒアリングを踏まえて対応する旨の発言があった。

6. その他：

日本原燃株式会社からの配付資料

- ・ 前回（2020 年 4 月 10 日）までのヒアリングコメントへの回答（第十条 廃棄物埋設地のうち第一号及び第三号）
- ・ 前回（2020 年 4 月 10 日）ヒアリングコメントへの回答（第十二条 監視測定設備）
- ・ 廃棄物埋設施設における許可基準規則への適合性について 第七条 火災等による損傷の防止（1号、2号及び3号廃棄物埋設施設）
- ・ 廃棄物埋設施設における許可基準規則への適合性について 第八条 遮蔽等（3号廃棄物埋設施設）
- ・ 廃棄物埋設施設における許可基準規則への適合性について 第九条 異常時の放射線障害の防止（1号、2号及び3号廃棄物埋設施設）
- ・ 廃棄物埋設施設における許可基準規則への適合性について 第十一条 放射線管理施設（3号廃棄物埋設施設）
- ・ 廃棄物埋設施設における許可基準規則への適合性について 第十三条 廃棄施設（3号廃棄物埋設施設）
- ・ 廃棄物埋設施設における許可基準規則への適合性について 第十五条 通信連絡設備等（1号、2号及び3号廃棄物埋設施設）
- ・ 添付書類八（4/1 施行の事業規則第3条第2項第8号関連）等の補正方針について

以上